

南魚沼市監査委員告示第 3 号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成28年 7 月 1 3 日

南魚沼市監査委員 河 野 和 男

南魚沼市監査委員 桑 原 圭 美

南魚監 第39号
平成28年7月13日

南魚沼市長 井口一郎様
南魚沼市議会議長 黒滝松男様
南魚沼市教育委員会委員長 西野仁様

南魚沼市監査委員 河野和男

南魚沼市監査委員 桑原圭美

定期監査及び行政監査の結果に関する報告について（その2）（提出）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

平成27年度における財務事務の執行状況及び学校の管理・運営状況全般

2 監査の実施期間及び対象箇所

平成28年6月3日から平成28年7月4日まで

実施日	監査対象
平成28年 6月 3日	五十沢中学校 大巻中学校 大巻小学校
6月 29日	五十沢小学校 五日町小学校 城内小学校
7月 4日	城内中学校 北辰小学校 総合支援学校

3 監査の方法

各学校に赴き、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、学校長等から説明を受け、その後質疑応答を行い、校内巡回し施設の管理状況を確認するとともに、関係諸帳簿及び書類の抽出による調査等の方法により実施した。

4 監査の主眼

今回は、以下の点を主眼に監査を実施した。

- (1) 予算の執行は計画的に行われているか
- (2) 学校管理は適正に行われているか
- (3) 学校運営は適正に行われているか

5 監査の結果

予算の執行及び事務処理等はおおむね適正に行われており、施設等の管理についてもおおむね適切に実施されているものと認められた。

監査委員としての所感は以下のとおりである。

(1) 学校の運営状況

- ・いずれの学校も、学校の教育目標、重点目標を設定し、さらに知、徳、体の具体的な行動を掲げ目標達成に向け努力していた。また、ふるさとを愛し、誇りに思う気持ちを育てる目標を掲げ、地域の方々とコミュニケーションをとり協力を得ながら地域の特性を生かした「ふるさと教育」を意識していた。空き教室を利用し子ども達と地域の方々との交流の場を設定していた学校もあった。
- ・総合支援学校は平成25年開校してから初めての監査である。教育目標「ころから からだから 笑顔あふれる 子どもたち」の達成に向け大きく前進し、開校後3年間の間に様々な場面で実績をあげていると感じた。いずれの学校にも困り感のある子どもが少なからずいるが、その指導相談窓口としての「特別支援教育推進室」は、市内小中学校にとって大変重要な存在となっている。多くの学校から「相談するとすぐに対応してくれる。大変ありがたい。」という声が聞かれた。今後も推進室の充実に努めていただきたい。

※特別支援教育推進室活動内容：各校園の依頼に応じてスタッフを1名あるいは複数名派遣し、当該校園における課題解決に向けた相談や助言、理解啓発等の活動を行う。

(2) 安全管理

- ・建築年数がかなり経過し老朽化した小学校の施設では、改善が必要と思われる箇所が多く見られた。子ども達が、安心安全に学校生活がおくれる施設整備を早急に検討していく必要があると感じた。
- ・中学校統合に向け工事中である城内中学校では、工事作業による授業への何らかの影響もあるかと思われるが、問題発生時には授業に支障がないよう速やかに対応していただきたい。また安全管理にも細心の注意を払っていただきたい。

(3) その他

- ・教職員の疲労度、家庭生活の充実等の観点から「全教職員が午後7時前に退勤する日を週に最低1日は設定しましょう。」という教育委員会から通知を受けその後の取り組みについては、多くの学校が努力はしているが徹底できていない状況であった。今後も努力を続けていただきたい。
- ・城内小学校で開設している「ことばの教室」には、南魚沼郡市内の通常学級に在籍の小学生また幼児や支援学級に在籍している児童など幅広く通級しており、ことばの問題を抱えている子どもにとって重要な指導教室である。今後一層教室運営の支援をしていただきたい。